令和 5 年度 福祉文教委員会 行政視察報告書

- 1 期 日 令和5年5月10日(水)~5月13日(土)
- 2 視察先及び調査事項

宫城県白石市

- ・不登校児童生徒支援について
- ・ 不登校特例校の設置について

群馬県高崎市

ヤングケアラーSOSサービス事業について

神奈川県逗子市

- ・重層的支援体制整備事業について
- 3 出張者

委員長 井 上 浩 二 副委員長 真 鍋 顕 伸 委 員 森 川 亜 紀 委 員 髙 橋 保 委 員 6 元 博 委 員 伊 藤 孝 司

随行職員 矢 野 宏 之

令和5年5月10日(水)

特定調查事項

宫城県白石市

- 不登校児童生徒支援について
 - 1 現状について
 - 2 具体的な取組について
 - 3 課題及び問題点について
 - 4 今後の取組について
- 不登校特例校の設置について
 - 1 設置に至る経緯について
 - 2 設置に向けた具体的な検討について
 - 3 小中一貫校としての設置について
 - 4 教育課程の編成について
 - 5 課題及び問題点について
 - 6 今後の取組について

宮城県白石市議会

R5. 5. 10 (水)



愛媛県西条市議会 行政視察

不登校児童生徒支援について 不登校特例校の設置について



宮城県白石市教育委員会 令和5年5月10日(水)

P1

不登校児童生徒支援

一 白石市の不登校の現状 一

令和3年度→ 小学生17人 中学生50人 【出現率 小学生:1.23%, 中学生:6.02%】

令和2年度→ 小学生17人 中学生34人 【出現率 小学生:1.19%, 中学生:4.16%】

- ■増加傾向
- ■全国の出現率と比較 →小学生は同程度
 - →中学生は上回る結果

資料(出現率)

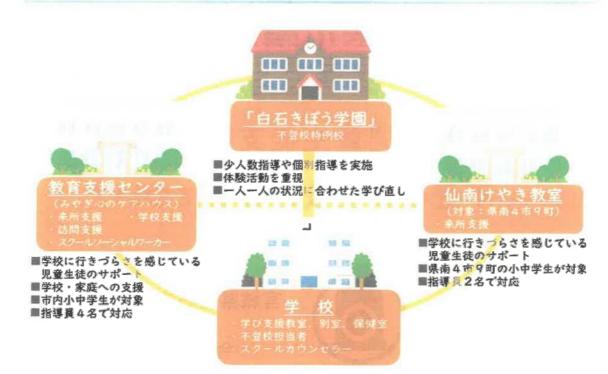
R 3 宮城県 小学生1.46%, 中学生6.01%

全国 小学生1.30%,中学生5.00%

R 2 宮城県 小学生1.05%, 中学生4.60%

全国 小学生1.00%, 中学生4.09%

一 具体的な取組について 一



P3

一 具体的な取組について 一

【不登校支援】

■不登校を生まない取組(未然防止)

「魅力ある・行きたくなる学校づくり」(令和4~5年度)

指定地域:東中学校区(東中,白石一小,白石二小,大鷹沢小,白川小):小原小中学校

- 「新たな不登校を生まないための取組」
- ・あらゆる教育活動で「居場所づくり」「絆づくり」に取り組む
 - ■教職員が安心安全な学校づくりを通して「居場所」をつくる
 - ■児童生徒が主体的に取り組む活動を通して自ら「絆」をつくる

新規不登校数の変容から

・新規不登校数→本事業の推進校である東中学校は、昨年度より4名減少



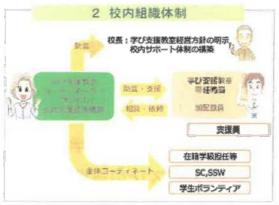
一 具体的な取組について 一

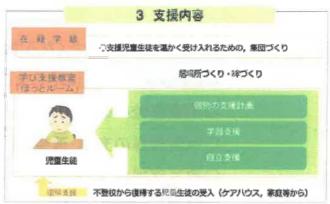
【不登校支援】

■自立に向けた取組(初期対応、自立支援) → 『学び支援教室』

1 現状と課題

受校に困難を抱えている児童生徒 教室での学習や集団活動に困難を抱えている児童生徒 対象での学習や集団活動に困難を抱えている児童生徒 対象での学習や鬼性を はない はない





令和4年度実績(市内2校合計) 利用児童生徒23名 学級復帰2名。きぼう学園転学4名

D5

一 具体的な取組について 一

【不登校支援】

■白石市教育支援センター(白石市子どもの心のケアハウス) 職員4名

◆ケアハウスの活動イメージ

心のケアスーパーパイザー(必置):各サポート機能のコーディネート、関係機関との連携調整等

- ●主に不登校傾向にある児童生徒・保護者への支援を行い、社会的自立や学校復帰に向けたサポートをする。
- ●ケアハウスの三機能

①教育相談窓口:「心サポート機能」

②社会的自立や学校復帰支援

: 「自立サポート機能」

③学習支援:「学びサポート機能」

ケアハウス・対

■來所支援

- 学校に登校できないでいる児童生徒を受け入れてのサポート
- ・来所相談
- ·電話相談

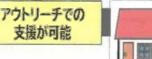
■フリースクール等民間施設 等との連携等に係る専門職員 の配置

- ・フリースクール等民間施設 での学習支援等
- ・支援者対象の研修会
- · 保護者学習会等



■学校支援

・教室に入れないで別室登校 等をしている児童生徒への サポート,教育相談



--

■家庭支援

・引きこもり傾向等にある児童生 徒や保護者へのサポート (家庭 訪問、交通養補助)

R4年度 通所児童生徒は25名, 学校支援164名, 訪問支援6名

一 課題・今後の取組について 一

- ●中学1年生・2年生の不登校数の増加傾向(令和4年度)
 - ※児童生徒の状況等に応じた学びの場の提供・自立支援
 - 〇「魅力ある・行きたくなる学校づくり」取組の市内展開
 - 〇『学び支援教室』のさらなる充実
 - 〇別室登校への人的対応・充実
 - ○学習指導の充実・改善(個別最適な学び+協働的な学び)
 - 〇教育支援センター「子どもの心のケアハウス」との連携強化
 - 〇家庭との連携

P7

不登校特例校の設置

令和5年4月に不登校特例校

「白石市立白石南小学校・白石南中学校」

(通称:白石きぼう学園)」を開校

全国的に不登校の児童生徒は増加傾向本市も同様の傾向

こ 不到

n

不登校児童生徒に対する支援

①白石市教育支援センター「子どもの心のケアハウス」

ま ②仙南けやき教室

③『学び支援教室』などの整備・充実

これまで通ってきた学校・学校のシステムには馴染めず、 新たな学びの環境を望む児童生徒

- ■不登校児童生徒へのより多様な支援の在り方
- ■一人一人を大切にし、一人でも多くの児童生徒に適した柔軟な対応

学びの場の選択肢の一つ

本市の「不登校に対する考え方」

不登校は、どの児童生徒にも起こりうるものであること

不登校というだけで, 問題行動であると受け取らないように十分配 慮する必要があること

対応に当たっては、「登校」という結果のみを目標としないこと

不登校児童生徒へ配慮しつつ, 「社会的に自立すること」を重要視 していること

社会全体で向かうべき問題と捉えていること

Po

不登校特例校の制度について

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

【学校教育法施行規則第五十六条】

小学校において、学校生活への適応が国難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児 至を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める 場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校に あつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあっては第七十九条の十二に おいて準用する第七十九条の五第一項)又は第五十二条の規定によらないことができる。

指定の流れ

相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その 後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学して いないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要



特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成28年に議員立法として成立(平成29年2月に施行)。教育機会の確保等に関する施策に関し, 基本理念を定め,並びに国及び地方公共団体の貴務を明らかにするとともに,基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより,教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的。

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、<u>年齢又</u>は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国や地方公共団体の講ずる措置

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 <u>子校以外の場</u>における小豆校児里生徒の子智洁動、その心身の状況寺の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不 登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

P11

不登校特例校における特色ある教育課程の編成

○ 学習指導要領に定められた教育内容や総授業時間数の削減を伴わない教育課程の特例 …小学校における教科の新設、教科の組み替え、指導内容の異学年への移動 等

※配慮事項

- ・児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性への配慮
- 保護者への経済的負担への配慮その他の業務教育における概会均等の観点からの配慮
- ・児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮
- 学習指導要領に定められた教育内容や総授業時間数の削減を行わなければ、不登校児童 生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別の事情がある場合には、教 育内容や総授業時間数の削減もあり得る。

※以下の点に十分留意

- 教育内容や総授業時間数の削減を行うことが、当該不登校児歴生徒の教育機会を確保する上で不可欠といえること (1日の授業時間数を短縮しなければ授業に集中できない、長時間学校にいることができない等)
- ・教育内容や総授業時間数を削減したことによって、学園内容や体験内容に差異が生じたり、学習理解に支護を来した りすることのないよう工夫が関じられていること

(教育支援センターやフリースクールでの教育、遠隔教育、家庭教育、個別指導等による学習機会の担保等)

- ・当該教育課程を受けることを想定する子供を選考する工夫が講じられていること(入学や転学の前に、本人や保護者への面談、従前通っていた学校との面談等によって実態を十分に確認等)
- 必要な体制整備(人的配置等)が行われていること (スクールカウンセラー等の教育相談体制、個別指導や習熟度別学習対応のための職員の配置等)
- ・児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性への配慮
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの配慮
- ・児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮

P13

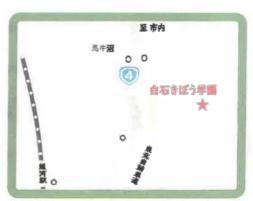
令和5年度白石市立白石きぼう学園開校に向けた主な日程	令和5年	度白石市立	自石きほ	う学園	開校に向	けた主な日程
----------------------------	------	-------	------	-----	------	--------

事項	期日	備考				
対象となる児童生徒保護者への学校	1 回目:8月下旬から 随時各小中学校において	会場:原則として現在、お子さんが 在職している学校 時間:各校と相談の上、決定します。 後日、在籍校から連絡がいきます。				
についての説明会	2回目:11月中旬から 教育委員会において	会場: 自石市役所 時間: 9:00~16:00 *事前に来所時刻を電話で相談願 います。				
	1 回回: 令和4年9月6日 (火) ・「自分の将来を見つめる会」 関修日 (白石市中学校長会主修)					
****	2回日:令和4年9月29日(木) ・「自分の将来を見つめる会」開催日 (白石市小学校長会主催)	「自分の将来を見つめる会」に参加 する児童生徒の希望する保護者				
	3回目:令和4年11月11日(金) ・「自分の将来を見つめる会」開催日 (白石市中学校長会主催)					
プレ・オープン スクール	· 令和4年12月14日(水) · 令和5年1月18日(水)	希望する児童生徒とその保護者				
転入学の受付	令和4年12月19日(月)から	保護者の方が、白石市教育委員会ま たはお子さんが在籍している学校 へ申請する				
転入学を希望する 児童生徒・保護者 との面談	令和4年12月下旬から順次	会場: 白石市教育委員会 時間: 例別に通知します。				
政治条例改正床		12月。2月議会において				
教育委員会 規則制定		12月,2月議会において				
補正予算米		12月,2月3歳会において				
転入学説用会	3月上旬	会場:白石市中央公民館 時間:18:00~19:00 *保護者対象				
一日入学 個別面談(希望)	4月5日	会場: 白石南小中学校 時間: 9:30~10:30 *児童生徒及びその保護者				

不登校特例校の設置

白石市立白石南小学校 白石市立白石南中学校

【白石をぼう学園】



旧南中学校

【学校]※学校教育法第1条

幼稚園

小学校 中学校

義務教育学校 高等学校

中等教育学校

特別支援学校 大学及び高等専門学校

P15

白石市立白石南小学校白石市立白石南中学校

中一貫校)

通称:白石きほう学園

「今のあなたを認め、受け入れる学校」

糖力

不登校児童生徒の現状に配慮

特別な教育課程(学び)の編成が可能

教科の新設

教科の組み換え

指導内容の 異学年への移動

コンセプト

「学校らしくない学校」

学校らしくない学校!とは…

学び直し の時間 設定 授業中 クールダ ウン可 学校行事 児童生徒 の主体性 から

始業 9:20~ 制服 指定なし 定期 テストなし

子供が足を向けたくなること 「行けそう!」「楽しそう!」

P17

白石きぼう学園の他校とは違う特別な学び

「自分のペース」を最大限尊重

■登校時刻:9時20分(カウンセリング等)

■下校時刻:(小)2時50分,(中)2時55分

■午前:3時間授業,午後:2時間授業

◎授業中のクールダウンもOK(支援員等の配置)

(別室や図書ブースなどでの気分転換を可能)

「個別な学び」で基礎学力の保障

- ■「白石タイム」の実施
- * 白石きぼう学園が新設した教科の時間
- *週4時間設定(小学校2年生以上)
 - →小2は週3時間
- *一人一人の状況に合わせた学び直しの時間 「未学習」や「苦手内容」に対応(人的支援の充実)

学校内外での 豊かな体験活動の機会を確保

- ■児童生徒の興味・関心に基づく探究活動
- (総合的な学習の時間)
- *「夢スタジオ」を適3時間設定
- *【時間を増やしています】
- * 得意や興味・関心に基づき、自分の テーマにじっくり取り組み得意を伸ばす
- ■人との関わりを重視した活動の導入
- *「探究の対話(p4c)」の導入
- *食を主とした地域との交流による活動の実施
- ■校外体験学習の導入(年3回程度)
- *児童生徒自らが計画を立て実施する 体験活動の実施
- *地域や企業,協力団体等の力を導入 した体験活動の実施

				8	数科·		42				**	4	6	新報	新田	with the same of t
	虚	桂	Q.	應	£	76	pe	星	体	83.	(F)	36	自然	100	-	o.E
							E			I I	State of Services		がの時間の	角 内 長	帯等の扱	*
	孫	And Addition	報	朝	S	要	序	75	7	酒	A BANK	\$ 4 A	4000	電 樓 秀	銀時數	
814*	396 (m)	/	135 (sad)	1	102	68 (80)	65	1	105	/	41 00	/	/	34 00	6)	\$50
617E	318 000	/	105 6170		165 (160	70	70	/	105 (960)	/	35	/	/	J5 000	105	867.7 (peed
\$3.8°E	175 (MI)	35 (00)	110 (176)	35	/	30	30	/	45	/	25 000	21 000	106	35	140	NTS
84 <i>÷</i> *	122	46	105 6190	(9) (986)	1	30 (M)	30	1	93 080	/	35 600	20	105	,55 (M)	140	\$55 \$996
834°	103	\$3 (1000)	105 (m)	60		30	30 (00)	10	80 010	55 (90)	J5 (III)		106 0%	35	160	875
26.5	105	60 (1990)	105 (m)	60 (100)	1	30	30	35	(500)	55 (200)	.35 (30)	/	105	35 (m)	160	815
br	102) (san)	195	865 (1001)	235 (and)	377	258 0000	353 (2000)	53 6110	357 Q177	130	(109 (100)	30 (70)	120	209 (200)	665	300

				名数1	HO#	樂時]	k			計	融合		新版	揺
		社	数	機	*	美	绿	披	外	0 864	合的な学習の時	精	教料	接
							- OR	**	Part	\$0.0kg	日の時	動の	*	無
							体	寒		の放料である環体の規制的数	関の裁案が	授祭時	数据	時
	器	4	-	料	識	番	¥	鹿	荔	数	数数	B X	-	数
第1学等	70- 049	60.	79 640	80- (125)	30 (45)	30-	75. (rzs)	80- (N)	105.	35.	185 (30)	35. (35)	148	875 Gots
#24 45	70 0 ed	70.	70. (cas)	105	20.	20. (26)	75. (tos)	60. 010	79 (140)	35- (36)	105- G10	25.	140	875 GOES
9 .394	70. (100)	95. (t.4d)	70. 0+0	105 (140)	20.	20 (36)	80- (tos)	30 (20)	70- (140)	35.	105 (m)	35- (m)	140	875 (ms
合設	210 600	225	210	270	70 019	70- 615	230 (915)	150-		105	315	105	420 ()	2025

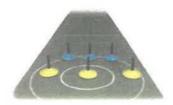
P10

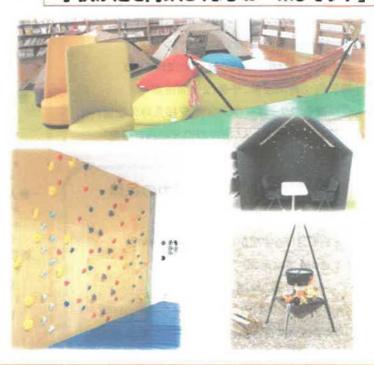
学校らしくない学校のための環境整備(思考中)

子供が足を向けたくなる場「楽しそう!」









学校内外での豊かな体験活動の機会を確保

■人との関わりを重視した活動の導入 → 社会とのつながり・認められること

社会的自立に向けて重要な取組

支え、応援していただいている実感

食の魅力







体験の魅力





越河地域連合会

- ·公民館
- •自治会
- ・民生委員 等 地域の力

「世代を超えてつながり合う越河」 公民館HPより

P21

白石きぼう学園プレオープンスクール 12/14





報道取材

テレビ局5社 新聞社2社

白石きぼう学園プレオープンスクール 12/14



多様な学びの場の提供の必要性を実感

P23

白石きぼう学園プレオープンスクール 1/18

ていただき感謝している。



児童生徒19名参加 保護者16名参加



教育長と保護者の懇話会 保護者の思い。期待

白石きぼう学園 開校に向けて

◆広報「しろいし」等での周知 令和5年1月,3月

■申請した保護者の声■



今の自分と向き合いながら安心できる場所になることを期待しています。本人らしさを取り戻し、自分らしく自分のペースで楽しい学校生活を過ごせたらと願い希望いたしました。



不登校特例校について子供に説明すると「行ってみる」と前向きでした。プレオープンスクールなどを通し「行きたい」という意欲に変りました。人との関わりや経験が多くできることに魅力を感じます。

P25

白石きぼう学園の児童生徒





- •人間関係 •学習面 •家庭
- 学校が合わない ・ 身体の不調
- よく分からない

生

行ってみよう 頑張ってみよう 【勇気・挑戦・前向きさ】



児童生徒や保護者の方々の不安を,特例校の開校,通学により,期待としていきたいという強い思い

白石市の子供たちを取りこぼさない,一人一人に目を向けた,「きぼう」 となる学校づくり

白石みらい教育基金

教育の充実に必要な資金の財源に充てるために設立

- ■「学校らしくない学校」をコンセプト■
 - →設備・備品や人員など既存の学校とは異なる対応が必要
- ■支援を通じて、不登校に悩む児童生徒に…■
 - →『みんな応援している,支えている』というメッセージを!

不登校の児童生徒や保護者の不安を少しでも期待に変え、個々に寄り添い、だれ一人取り残さない「きぼう」となる学校づくりの推進

企業版ふるさと納税

「白石きぼう学園」へのご支援に、「企業版ふるさと納税」をご活用いただいております

制度活用には留意事項がございますので、詳しくは下記の白石市サイトをご覧ください

https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/40/21664.html

P27

白石きぼう学園 開校

■申請状況 5/1現在■

- ·小学校5年生2名
- ・中学校1年生5名, 2年生5名, 3年生7名 計19名 ※他県. 他市町村からの問合せ
- ■開校式■ 4/ 6
- ■入学式■ 4/19 児童生徒の案も取り入れ





- ・開校以来,7割~8割の児童生徒の出席状況 ※複数日連続で欠席している児童生徒はいない状況
- ・4月は児童生徒の実態把握を中心に活動 (信頼関係・安心感)
- ・5月より学習活動を充実させている(学年時間割+個別 対応)
 - *教育活動の創意工夫 *施設設備の充実 *個に応じた学習の対応

愛媛県西条市議会 行政視察

不登校児童生徒支援について 不登校特例校の設置について



宮城県白石市教育委員会 令和5年5月10日(水)

白石市立白石南小学校白石市立白石南中学校

(小中一貫校)

通称:白石きぼう学園

「今のあなたを認め、受け入れる学校」

あるがままのあなたを受け入れて、一人一人に応じたケアを行い、 個人のペースを大切にした学びの場です。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)の施行後に設置される全国初の市立小中一貫の不登校特例校です!

コンセプト

白石きぼう学園は「学校らしくない学校」

- ●「落ち着いて過ごせる居場所」 となることを大切にします
- ●「認めてもらうこと」 を実感できる体験活動を充実させることを大切にします
- ●「個別最適な学び」で意欲と自信がもてるようになることを大切にします
- ◆ 白石きぼう学園は、静かな環境の中にあり、校舎内は木の香りがする学校です。 一人一人の気持ちを確かめながら自分のペースで学ぶことができます。
 - ◇ 小学校・中学校が併設された小中一貫校 として開校します。
 - ◇ 小学1年生から中学3年生まで、どの学年 も少人数のクラスで学びます。
 - ◇ 個々の状況に応じた支援と社会的に自立できる力を育んでいく学校としてスタートします。



白石市教育委員会

白石きぼう学園の他校とは違う特別な学び

- 1「自分のペース」を最大限尊重
- ■登校時刻:9時20分
- ■下校時刻:(小)2時50分.(中)2時55分
- ■午前:3時間授業,午後:2時間授業
- ◎授業中のクールダウンもOK

(別室や図書ブースなどでの気分転換を 可能とします)

- 3「個別な学び」で基礎学力の保障
- ■「白石タイム」の実施
- ・白石きぼう学園が新設した教科の時間
- •週4時間設定(小学校2年生以上)
 - *小2は週3時間
- ・一人一人の状況に合わせた学び直しの時間 「未学習」や「苦手内容」に対応します

2 学校内外での豊かな体験活動の機会を確保

- ■児童生徒の興味・関心に基づく探究活動(総合的な学習の時間)
- ・「夢スタジオ」を週3時間設定 *【時間を増やしています】
- ・得意や興味・関心に基づき、自分のテーマにじっくり取り組み得意を伸ばす
- ■人との関わりを重視した活動の導入
 - •「探究の対話(p4c)」の導入
- ・食を主とした地域との交流による活動の実施
- ■校外体験学習の導入(年3回程度)
 - 児童生徒自らが計画を立て実施する体験活動の実施
 - ・地域や企業、協力団体等の力を導入した体験活動の実施



一日のながれ

	小学校 45分授業		中学校 50分授業
朝	9:20~ 9:30	朝	9:20~ 9:30
1	9:30~10:15	1	9:30~10:20
2	10:25~11:10	2	10:25~11:15
3	11:30~12:15	3	11:20~12:10
昼食・ 昼休み	12:15~13:00	昼食・ 昼休み	12:10~13:00
4	13:00~13:45	4	13:00~13:50
5	13:55~14:40	5	13:55~14:45
帰り	14:40~14:50	帰り	14:45~14:55

○ 9:20始業 カウンセリング, 読書



白石タイムや夢スタジオ 振り返り ※14:55終業



■ 白石きぼう学園に関するQ&A

Q1 どんな子が転入学できるのですか

A1 一定の期間, 学校に足が向かなくなっている小学生・中学生のための学校です。ただし, 原則として特別支援学級に在籍しているお子さんは個別の指導計画に基づき実態に応じた教育課程を受けていることから対象とはしていません。

Q2 白石市教育支援センター(心のケアハウス)との違いはどこですか

A2 教育支援センターは、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う教育施設です。大きな違いは、白石きぼう学園は学校であり、国の認可を受けた教育課程に基づき、教育活動を行います。

Q3 通常の学校との違いはどこですか

A3 登校時刻は9時20分までとし、ゆっくり登校できます。午前3時間、午後2時間の5時間授業です。 下校は3時の予定です。

前の学年の学び残しに取り組む時間,得意な分野や興味・関心を追究する活動,体験活動を取り 入れていきます。

Q4 毎日. 登校しなければいけませんか

A4 毎日登校しなければならないということはありません。一人一人のペースを大切にしていきます。 個別に相談しながら行きたい日に登校することを認めていきます。登校してから別室でクールダウンをすることも認めています。

Q5 制服·運動着など指定の物を準備する必要はありますか

A5 特に指定する制服や運動着, 上靴はありません。新しく準備する指定のものは必要ありません。

Q6 通学方法はどうすればよいのですか

A6 登校の時はスクールバスを予定しています。発車する時刻と場所はこれから決めます。下校の時は、市民バス「きゃっするくん」(無料)を利用して下校します。 保護者による送迎も可能です。

Q7 学校行事や部活動はありますか

A7 学校行事は、入学式と卒業式の2つです。ただし、授業の中で体験活動を積極的に取り入れていきます。校外学習は、年3回程度行う計画です。体験活動の内容や目的地は在籍する児童生徒が計画して決めていきます。

部活動は行いません。希望があれば市内中学校での参加について相談していきます。

Q8 定期テストは必ず受けなければなりませんか

A8 いわゆる中間テストや期末テスト等の定期テストを一斉に実施することはありません。皆さんの学習状況をもとに、個別に評価を行います。

Q9 高校への進学はできるのですか

A9 高校への進学は可能です。卒業後の進路については、個別に相談を行います。高校へ進学を望むお子さんへは、高校入試の対応を行っていきます。

Q10 学校に行っていない期間があり、前の学年の学習を学ぶことはできるのですか

A10 一人一人の学習状況を教員が把握し、個別に相談しながら学習を行います。各教科、学び直しの時間を週に4時間設定しています(小学2年生は3時間)。苦手なところも含め、学び直して分かったという自信をもってもらえるように対応していきます。

Q11 給食を食べることはできますか

A11 給食の提供を予定しています。弁当の持参も可能です。給食にするか弁当持参にするかはご家庭で相談ください。

Q12 今の学校に籍を置いたまま通学することはできるのですか

A12 白石きぼう学園も一つの独立した学校なのでそれはできません。転校の手続きをとっていただきます。

■ 対象となる児童生徒

- (1) 白石市在住の小学校第1学年から中学校第3学年までの児童生徒
- (2) 病気や経済的な理由を除き、年間30日以上の欠席、または、保健室や相談室、けやき教室や教育支援センターなどに通っており、現在もその状態が続いていること
- (3) 入学前から在籍校を通じ、白石市教育支援センター(子どもの心のケアハウス)へ継続的に相談するなど、児童生徒理解・支援シートなどにより情報が共有されていること
- (4) 児童生徒に本校へ登校しようとする意欲,興味・関心があること,また,保護者の理解も確認できること
- (5) (1)~(4)を満たしている児童生徒のうち,教育長が認める者
 - ※ まずは白石市教育委員会へご相談ください。

■ 学校所在地・アクセス

The A	Color Colorer
所在地	白石市越河平字平合23番地1 (旧南中学校)
電話	0224-28-2013
FAX	0224-28-2016
E-mail	整備中
НР	整備中
バス最寄停留所	市民バスきゃっするくん 【南中学校前】 徒歩で7分
他交通のアクセス	JR白石駅から車で13分 JR越河駅から徒歩で18分

■ 通学区域

白石市内全域から

• QRコードで地図検索ができます 情報は旧南中学校で表示されています



■ 通学方法

[登校] -スクールバスの運行を予定しています ※発車場所や時刻は現在,調整中です。

[**下校**] ・市民バス 『きゃっするくん』 を利用します ※市民バスは小中学生は無料になります。

■ お問合せ

白石市教育委員会 電話 0224-22-1342 FAX 0224-22-1345 Mail adm-edu@city.shiroishi.miyagi.jp

〒989-0292 白石市大手町1番1号 (白石市役所4階)

令和5年5月11日(木)

特定調查事項

群馬県高崎市

- ヤングケアラーSOSサービス事業について
 - 1 事業実施に至る経緯について
 - 2 事業の概要について
 - 3 周知啓発及び相談者について
 - 4 ヤングケアラー支援推進委員会について
 - (1) 構成員について
 - (2) 支援内容の検討及び決定について
 - 5 関連機関との連携について
 - 6 課題及び問題点について
 - 7 今後の取組について

群馬県高崎市議会

R5. 5. 11 (木)



高崎市ヤングケアラーSOSサービス事業について

高崎市教育委員会学校教育課

〈目的〉

高崎市の子どもは高崎市で守るという考えのもと、家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている子どもに代わって家事介護等を行うサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担の軽減を図る。

〈派遣開始〉

令和4年9月

〈象校〉

- 本事業の対象地域は、高崎市内全域
- 本事業の対象者は、市内在住の中学生及び高校生※ 要望があれば小学生も対象とする。

〈提供する支援〉

- 生活の援助(掃除、洗濯、調理等)
- きょうだいの世話(身の回りの世話等)
- 家族の介護(食事、排泄の介助、衣類の交換等)※提供する支援は、対象ごとにヤングケアラー支援推進委員会が決定する。

〈サービスの提供〉

● 1対象につき1日2時間、週2日を上限に無料でサポーター(原則2名体制)を派遣 ※ サービスの提供は、ヤングケアラー支援推進委員会が決定した曜日・時間に行う。

〈予算額と積算の根拠〉

- 令和5年度当初予算として9.700万円を計上している。
- ▼ングケアラーの支援が必要と思われる子どもを60人と想定して積算している。

〈委託業者〉

- 委託業者は「ケアサプライシステムズ株式会社」
- 公募によるプロポーザルを経て選定(理由:業務実施体制の充実、人材の確保)
- 本市の介護SOSサービスでも実績あり
- サポーターとして活動するホームヘルパーの人選及び活動の管理を行う相談員を配置
- 学校教育課との連絡調整を行う

〈利用申請〉

申請者は、ヤングケアラーと同居する保護者※特別な事情がある場合はこの限りではない。

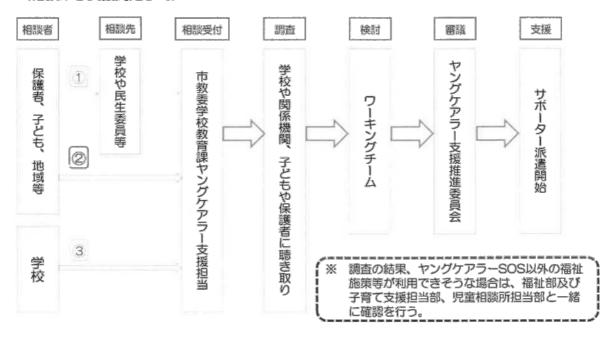
〈ヤングケアラー支援推進委員会〉

- 構成は、有識者6名(委員長・副委員長のほか委員4名)
- 原則、月1回委員会を開催※ ただし、緊急性があるケースの審議については臨時開催も可能である。
- 対象認定やワーキングチーム設置の可否
- ワーキングチームで検討した支援策等について審議し、支援の可否、支援する内容について決定

〈ワーキングチーム〉

- 相談があった生徒に個別のワーキングチームを設置
- チームは、生徒及びその家族を支援する機関の担当者並びに委託業者で構成
- 福祉部並びに子育て支援担当部にヤングケアラーSOSの総括担当者
- ヤングケアラー支援担当、委託業者相談員はチームメンバーと事務局兼任
- ヤングケアラー支援担当で調査した内容及び各機関の情報をもとに支援策について 検討

〈相談から支援開始まで〉



〈事業周知(抜粋)〉

- 広報高崎・高崎市ホームページ・ラジオ高崎
- 市立校(園)長会議、県内公私立高校校長会
- 高崎市民生委員児童委員協議会
- 高崎市こどもを守る地域協議会(要対協)
- 高齢者あんしんセンター、相談支援事業所
- 医療機関
- NHKニュース

〈相談窓口〉

高崎市教育委員会 学校教育課 ヤングケアラー支援担当(R4.4.1 新設)

〈職員体制〉

係長1名、職員4名、スクールソーシャルワーカー1名、相談員2名 計8名

〈業務内容〉

- 相談受付
- 家庭状況調査(学校や家庭、関係する機関への訪問等)
- ヤングケアラー支援推進委員会・ワーキングチーム事務局
- 委託業者との調整・関係機関との連携
- サポーター派遣開始後のフォロー

ヤングケアラーとは

下記の例を日常的に担い大変な思いをしている子どものことです。

障害や病気のある家族に代わり 掃除、洗濯、料理などの家事を している



家族に代わり、幼いきょうだい の世話をしている



家計のためにアルバイトをして 助けている



障害や病気、介護が必要な家族 の入浴やトイレの介助をしてい る



障害や病気のあるきょうだいの 世話や見守りをしている



病気の家族の看病をしている



目が離せない家族の見守りをしている



障害や病気、介護が必要な家族 の身の回りの世話をしている



アルコールなどの問題を抱える家族の見守りや世話をしている



日本語が話せない家族のために 通訳をしている



高崎市教委学校教育課

学校教育課ヤングケアラー支援担当に相談をしてください。 ☎ 027-321-1170

x-1/yc1170@city.takasaki.gunma.jp

相談があった子どもの家庭状況等について関係機関に調査を行い、ヤングケアラーではないと判断した場合は、福祉部局などの関係機関につなぎます。

令和5年5月12日(金)

特 定 調 査 事 項

神奈川県逗子市

- 重層的支援体制整備事業について
 - 1 事業実施前の取組について
 - 2 事業の概要について
 - 3 関係機関との連携及び情報共有について
 - 4 課題及び問題点について
 - 5 今後の取組について

神奈川県逗子議会

R5. 5. 12 (金)





重層的支援体制整備事業について

~包括的支援体制の構築を目指して~

逗子市福祉部社会福祉課地域共生係 (逗子市基幹型地域包括支援センター)

(逗子市の基本情報 2023.4.1)

(人口) 58,815人

(内訳) 40~64歳 22,011人 65歳以上 18,413人 75歳以上 11,262人 85歳以上 4,004人

(高齢化率) 31.31%

(要介護認定者数) 4,267人(23%)

(介護保険料) 5,810円 (第5段階)

参考:神奈川県平均5,737円 全国平均5,869円

(市内の相談支援機関)

地域包括支援センター (3か所) 基幹型地域包括支援センター (1か所) 居宅介護支援事業所 (24ヶ所) 在宅医療介護連携拠点 (1か所) 生活困窮者自立相談支援機関 (1か所) 訪問介護 (21ヶ所) 通所介護 (19ヶ所) 認知症対応型協働生活介護 (4か所) 基幹相談支援センター (1か所) 子ども相談室 (1か所)

市の計画・ビジョンについて

•逗子市総合計画(2015)

「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」

• 地域福祉計画追補版(2019)

「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」

・地域福祉計画(旧福祉プラン) (2023)

「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」

· 地域福祉推進計画·地域福祉活動計画(2023)

「その人らしく生きることをお互い支えあう福祉のまち」

地域包括ケアから地域共生社会へ

(2015年)

生活困窮者自立相談支援事業の開始

(2016年)

基幹型地域包括支援センター設置 日常生活圏域毎に各1か所地域包括支援センターを設置 地域包括ケア会議・生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター配置

CSWの育成(コミュニティソーシャルワーク研修)

(2017年~)

ケアマネジメント適正化事業、フレイルチェック事業等、地域支援事業における複数の相談支援 や地域づくりに関する事業を実施

(2020年)

福祉部社会福祉課地域共生係を新設

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(国モデル事業)の実施

(2021年)

重層的支援体制整備事業開始

(2022年)

重層的支援体制整備事業計画の策定(地域福祉推進計画・地域福祉活動計画に内包)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 (国モデル事業)の実施(2020年)

〇 地域共生係の設置

地域包括と生活困窮者自立支援を連動し、 相談支援包括化推進員(1名)の配置(社会福祉士・精神保健福祉士)

〇 分野を超えた福祉の総合相談窓口の開設

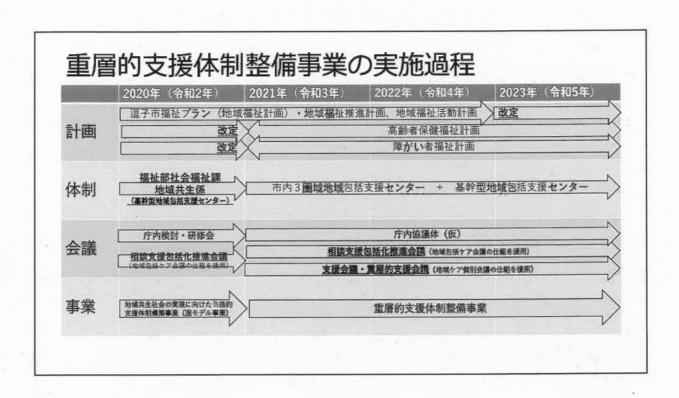
複合化した課題を抱える事例に対応 事例分析と傾向を把握

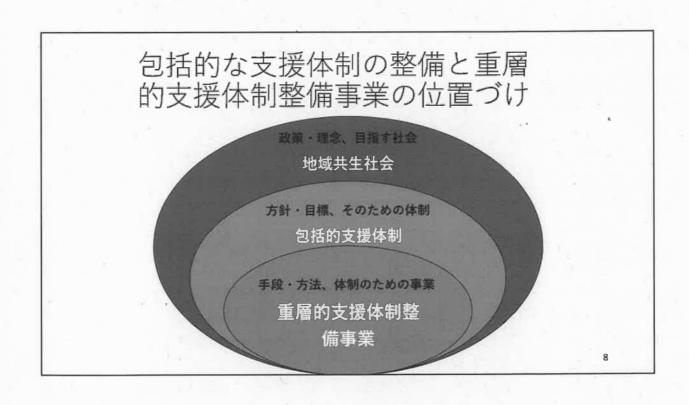
対応した約30事例の中から「疾患や加齢、障がい、生活状況などに課題を複数有する世帯は、困窮に陥りやすく、未然に専門職の相談窓口につなぐなどの支援が必要」であるということがみえてきた。

- O 多機関との協働 (庁内他課 各相談支援機関等) 潜在化していた複雑で複合化した課題を有する人たちが、新型コロナの影響に伴い、顕在化してきた。 伴走的支援で本人の意欲を引き出す働きかけを行ない、今後についての選択肢が増えつつある
- 〇 相談支援包括化推進会議(地域包括ケア会議の仕組を援用)*

複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援について、深刻な課題を見過ごすことのないよう予防的に取り組むために、支援関係者間の積極的な情報交換や連携をできるようにする。

包括的、重層的支援が必要になった背景 地域や家族など共同体の「つながり」の弱体化 家族構造の変化と多様化 / 生活課題の複雑化 複合化・社会的孤立 (関係性の貧困) 単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、 十分に生活課題に対応できないケースの増加 制度の合間で孤立するケースや、課題が複雑化し 解決の糸口がみつからないケース 時間の経過とともに状況が悪化する ケースが増加





9

重層的支援体制整備事業

- ★重層的支援体制整備事業は、
- ・地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため
- ①包括的相談支援事業
- ②参加支援事業
- ③地域づくり事業
- ④アウトリーチ事業
- ⑤多機関協働事業
- を一体的に実施し、地域共生社会の構築を目指す。
- ★重層的支援体制整備事業に充当する重層的支援事業交付金は、
- ・各分野の各分野の相談支援及び地域づくりの既存事業の補助金を一体化して交付する(事業は次頁参照)。
 - ※補助基準額はそれぞれの制度における現行の規定と同様

重層的支援体制整備事業交付金で一体化された事業

	事業名	担当課	負担割合 (市)
	①地域包括支援センター運営事業	社会福祉課	19.25/100
	相談支援事業	障がい福祉課	25/100
The second and the residence due	利用者支援事業	保育課	1/6
	②生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	1/4
	③地域介護予防活動支援事業	社会福祉課	12.5/100
	食育推進計画推進事業	国保健康課	12.5/100
	④生活支援体制整備事業	社会福祉課	19.25/100
	地域活動支援センター事業	障がい福祉課	25/100
	子育で支援センター運営事業	子育て支援課	1/3
	⑤地域福祉推進事業	社会福祉課	1/2
	⑥地域共生社会推進事業(参加支援事業)	社会福祉課	
	⑦地域共生社会推進事業(アウトリーチ事業)	社会福祉課	1/4
	⑧7地域共生社会推進事業(多機関協働事業)	社会福祉課	

①地域包括支援センター運営事業 (包括的相談支援事業)

目的	包括的相談支援機関として、高齢者、障がい、子ども子育て、生活困窮者等の 属性を超えた地域の総合相談窓口
内容	社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師を配置し、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を実施する。 令和2年7月より利用者の利使性の向上を目的に平日8時30分から19時、土曜日8:30から12時に開庁時間の延長・変更を行った。 また、令和3年4月からは地域における福祉の総合相談窓口として高齢者・介護以外の相談も受け付け開始。
実施場所	市内各地域包括支援センター(東部・中部・西部)
委託料内訳	人件費20,000千円×3ヶ所 60,000千円事務費100千円×3ヶ所 300千円時間延長分30,000円×12月×3ヶ所 1,080千円土曜開所分30,000円×12月×3ヶ所 1,080千円西部地域包括支援センター家賃相当分及び更新料 160千円×1.1×13月2,288千円
R 4 実績 (1月末)	新規総合相談673件(東部234件 中部355件 西部673件)(R3 790件) 地域ケア個別会議9件(東部4件 中部2件 西部3件)(R3 18件) 地域ケア推進会議7件(東部5件 中部2件 西部0件)(R3 8件) 介護予防ケアマネジメント(R4.4~R5.1までの延給付件数) 5,924件(東部 2,277件 中部1,746件 西部1,901件)(R3 7,273件)

11

②生活困窮者自立支援事業(包括的相談支援事業) (自立相談·家計相談·就労準備支援·住居確保給付金)

目的	全活国窮者が、因窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ維 続的な相談支援と蘇計の改善ための必要な助言指導・就労に向けた自立のための顕縁と共に、 住居を失う恐れのある者への給付を行う
実施内容	(自立相談) 生活困窮者の自立を促進するための相談支援 (家計改善) 家計収支の均衡が取れていない等家計に課題を抱える生活困窮者への必要 な情報提供や専門的な助言・指導等 (就労準備支援) 一般就労に向けた日常生活の自立、社会自立・就労自立の訓練 (住居確保給付金) 住居を失う恐れのある者への家賃の補助を行う
対象	市内在住の生活困窮者
実施	(自立相談・家計改善・就労準備支援)外部事業者へ業務委託 (住居確保給付金)自立相談で申請の受付後、市で給付決定
実施期間	令和5年4月~令和6年3月
委託料	(自立相談) 11,008千円 (家計改善) 2,087千円 (就労準備支援) 735千円
扶助費	(住居確保給付金) 7,450千円 (生活困窮者自立支援金は令和4年度で終了)
R 4 実績 (2月末)	(自立相談) 40件 (R3:97件) (家計改善) 13件 (R3:2件) (就労準備支援) 1件 (R3:1件) (住店確保給付金) 9人 (うち新規申請7人) (R3:21人)

12

13

③地域介護予防活動支援事業(高齢者の通いの場)(地域づくり事業)

	地域介護予防活動支援事業は、介護予節の取組みが地域で主 営の支援を行い、今和3年度からは、今後は高齢者のみなら 含めた方々の交流の場として、広く活用できるようにする。	体的に実施できるように高齢者主体のサロン ず、縁がいのある方や子育で中の方、引き、	・活動の補助や選 もりの方なども						
対象	主に不特定多数の第1号被保険者を対象として介	護予防活動を行なう地域の団体							
実施期間	1年間								
実施方法	委託及び補助								
実施内容	基本契約:業務の実施に当たって必要な事務処理及びコーディネート業務等に係る人件費、保								
	講師謝金等								
	基本契約分: 2,397千円								
	講師謝金(実績払い): 2,655千円								
委託料	運動指導士等による運動指導等の業務	1時間当たり5,000円	300回						
	音楽指導員等による音楽指導等の製務 保健師による健康指導等の製務	1時間当たり5,000円 1時間当たり7,000円	150回						
	曲科衛生士による口腔指導等の維務	1時間当たり7,000円	150						
	着護師による健康管理等の業務	1 時間当たり5,000円	39回						
補助金	補助団体への活動補助		3,158千円						
R4実績	基本契約分(令和5年1月末現在)		2,423千円						
(委託料)	講師謝金(実績払い)		1,473千円						
R4実績 (補助金)	19団体(令和4年12月末現在)		1,155千円						

④生活支援体制整備事業 (地域づくり事業) (介護予防・生活支援サービス体制整備事業・第2層生活支援コーディネーター業務) 多様な事業主体と連携し、地域における助け合いの仕組みつくりの観点 えて介護予防や生活支援の充実・様化を図る。高齢者のみならず、障力 る方や子育で中の方々が社会参加できる居場所や助けあいの仕組みづい わせて行う 社会福祉協議会 (第1層生活支援コーディネーター) 実施者 各地域包括支援センター(第2層生活支援コーディネーター) 生活支援コーディネーターを配置し、多様な地域資源を活用しながら介護予 防・生活支援サービスの仕組づくりとともに、様々な方が社会参加をできる居 事業内容 場所や助けあいとしても活用できるようにする ア 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ・地域の社会資源の状況の把握・見える化 ・地域ニーズの問題提起 イ 資源開発の企画・立案・方針の策定 ・地域に不足するサービス、支援の発掘や開発 ・生活支援、通いの場の担い手養成 ・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 実施内容 ウ 目指す地域の姿・方針の共有・意識統一 ・関係者間のネットワーク化 ・地域における支えあいの周知や普及啓発 エ ニーズとサービスのマッチング(第2層のみ) ・利用者の生活ニーズに対して、適切なケアマネジメント ・インフォーマルブ・ビストを積極的な活用 オ本人や世帯のニーズに合った支援メニューなどの新たな社会資源の開発 介護予防・生活支援サービス体制整備事業:7,300千円 14 委託料 第2層生活支援コーディネーター業務: 4,000千円×3か所=12,000千円

⑤地域福祉推進事業 (地域づくり事業)

目的	福祉教育議座・研修を通じて、地域福祉活動の重要性を市民に広めるとともに、お互いに他者 に関心を持ち、他者の抱える困りごとを自分のこととして捉え助け合う気持ちを確応する
奥施内容	福祉教育講座や遊雞行動要支援者の避難体制づくりに対する地域での取組支援
対象	市民
実施	地域づくりに資する支援として、社会福祉協議会へ事業委託
実施期間	令和5年4月~令和6年3月
委託料他	398千円
R4実績	地域支え合い学習会 2回実施 ①78名②21名 コミュニライソーシャルワーク基礎研修 1回実施 27名 災害学習会 1回実施 49名 遊難行動要支援者遊難支援体制づくりに向けて『お互いさまサポーター』間で情報共有を実施

⑥地域共生社会推進事業(参加支援事業)

目的	− 既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りを向けた支援をする
実施内容	①利用者のニーズの把握と地域の社会資源との間のコーディネートと支援のマッチング ②本人の状態に即した支援が出来ているかどうかのフォローアップと受け入れ先のサポート
対象	参加支援を有する市民等
実施	現在の地域包括支援センターに当該業務に従事する社会福祉士を採用し実施。(委託)
実施期間	令和5年4月~令和6年3月
委託料	1,000千円×消費税×3か所= 3,300千円
R4実績	既存のサロン(通いの場)や生活支援サービス等の紹介により解決。プランの作成まで至らず。

15

⑦地域共生社会推進事業 (アウトリーチ事業)

目的	支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない者及びその世帯に対して、積極的に 働きかけて信頼関係を構築し、相談に応じることで、利用可能な支援や地域資源に関する情報 の提供及や実際の支援を届ける過程を絶続的に行い、課題の解決に向けた支援に取り組む。
実施内容	各種会議の実施や支援関係機関との連携により関係者から情報収集し、支援ニーズを抱える要 支援者の状況を十分に把握したうえで、継続的な関わりを持つための丁寧な働きかけを行う
対象	支援が必要でありながら支援が行き届いていない者又は支援を拒否している者及びその世帯
実施	地域包括支援センターへの業務委託
実施期間	令和5年4月から令和6年3月まで
委託料	5,500円 (1ケースあたり) ×50ケース×3か所 = 825千円
R4実績	重層的支援体制整備事業勉強会(月1回開催)において支援体制の構築に向けた検討を実施

⑧地域共生社会推進事業 (多機関協働事業)

目的	包括的な相談支援を行うために包括的な支援体制を構築できるようにする
実施内容	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題について、支援機関等の連携を図り、 多くの専門機関の役割分担や支援の方向性を定めるためのコーディネートを行う。
対象	市民
実施	地域包括支援センターへの業務委託
実施期間	令和5年4月から令和6年3月まで
委託料	4,000千円×消費税×3か所 = 13,200千円
R4実績	東部:18件 中部:0件 西部:11件(多機関協働が必要な課題の受付件数 1月末時点)

16

